

Q10 『生涯学習社会』とはどんな社会を目指しているのか。

「生涯学習社会」とは、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会」（教育基本法第3条）をいう。

そのことを踏まえ、第2期教育振興基本計画では、以下の生涯学習社会の構築を目指している。

A： 「自立、協働、創造」の3つをキーワードとした生涯学習社会

- (自立) 一人一人が、多様な個性・能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り開いていくことのできる生涯学習社会。
- (協働) 個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かして、共に支え合い、高め合い、社会に参画することのできる生涯学習社会。
- (創造) 自立・協働を通じて更なる新たな価値を創造していくことのできる生涯学習社会。

我が国の目指す社会（生涯学習社会）の方向性

今後は、「自助」（自立）を基本に据えながら、人々が主体的に社会参画し社会全体で支え合う「互助・共助」（協働）を一層重要なものとして捉え、それらが困難な場合に「公助」を必要とする社会、つまり、「一人一人の自立した個人が多様な個性・能力を生かし、他者と協働しながら次世代の社会を創造していくことができる柔軟な社会」を目指すこととしている。

さらに、個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かして、協働し高め合うことを通して更なる新たな価値（イノベーション）を創造していく（創造）ことのできる柔軟な環境の構築を目指すこととなる。

学校教育において留意したい事

目指す生涯学習社会の実現に向けて、自己の能力と可能性を最大限に高め、様々な人と協調・協働しながら、自己実現と社会貢献を図れるように留意する必要がある。

各学校においては、引き続き学習指導要領の理念である生きる力を育むとともに、学びの成果を公共の視点に立って広く社会に生かすことができるようにすることが大切である。

また、子どもたちの公共心を育むためには、学校教育に加えて、地域の様々な人々とのふれあいや、地域での様々な体験などにより、社会性や規範意識、生命の尊重、思いやりなど、子どもの豊かな人間性を育てていくことが必要である。

これからの激動の社会を生き抜く子どもたちには、自ら考え、また、学校内外の多様な人々と協働しながら主体的に課題を解決し、価値を創造する力が求められている。このような力を育むためには、学校・家庭・地域の連携をさらに促進し、協働型・双方向型の新しい学びへの移行が必要となってくる。

これまででも学校では、教職員だけで義務教育段階におけるすべての課題を解決することは困難であるとの認識のもと、学校支援ボランティア等による外部人材の参画の促進や、地域住民によるふれあい学習の推進を図ってきたが、今後一層学校内外の様々な知恵・資源を取り入れていくことにより、学校の在り方も、児童生徒の教育の場と同時に、多様な人が集まり協働し創造する学びの拠点として深化させていくことが期待されている。

〈参考資料〉

・第2期教育振興基本計画

中央教育審議会答申(平成25年4月25日施行)